



島根県報

令和 7 年 9 月 16 日（火）

第 6 5 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

県営土地改良事業計画の変更	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定（2件）	（ ” ）	3

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数	4
---	---

【人委規則】

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	5
県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	5
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	6
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	6

告 示

島根県告示第522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第 1 項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 9 月 16 日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
佐世地区農道事業（県営農村地域防災減災事業（基幹農道整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第523号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 16 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市旭町和田909、1545－ 1
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第524号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 16 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
仁多郡奥出雲町上阿井2604－ 1、2604－ 2、2633－ 3、2635－ 1
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上阿井2604－1・2604－2・2633－3・2635－1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第525号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年9月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

飯石郡飯南町下来島1737、1741－5、1794－1、3779－1、3808、3884、3885－2、3885－3、3885－8、3885－14、3918－1、3923－1、3924－3、3928－9、3929－1、3929－2、3930－8

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第526号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年9月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

隠岐郡海士町大字海士2575－3、2576－2、2578

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び海士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第47号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和7年9月16日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数	10,714
2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	155,948
3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	
松江選挙区	53,935
浜田選挙区	13,651
出雲選挙区	46,586
益田選挙区	12,026
大田選挙区	8,874
安来選挙区	9,981
江津選挙区	6,014
雲南・飯石選挙区	11,043
仁多選挙区	3,163
邑智選挙区	4,688
鹿足選挙区	3,406

隠岐選挙区

5,200

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

155,948

人 事 委 員 会 規 則

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月16日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第21号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第4条の3第2項を次のように改める。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。第6条第8項第2号において「育児休業法」という。）第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月16日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第22号

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第4条の3第2項を次のように改める。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。第6条第8項第2号において「育児休業法」という。）第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月16日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第23号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年島根県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の2（見出しを含む。）中「第2条第5号ア(イ)」を「第2条第6号ア(イ)」に改める。

第6条中「第6条」を「第6条第1項」に改め、「人事委員会」の次に「規則」を加える。

第9条の2中「であって、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの」を削る。

第10条の次に次の1条を加える。

（条例第32条の2第2項の人事委員会規則で定める期間）

第10条の2 条例第32条の2第2項の人事委員会規則で定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月16日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第24号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、同条第6項を次のように改める。

6 前条第2項第7号に規定する休暇の単位は、30分とし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の当該休暇は、1日につき2時間（前条第2項第7号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。